

円建外債に対する投資残高に関する報告書
(年未現在)

財務大臣殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____
 報告者： _____
 名称及び
 代表者の氏名
 報告者の区分 (該当分に○)
 1. 公的 2. 銀行 3. その他

 所在地

 責任者記名押印
 又は署名

 担当者の氏名 (電話番号)

勘定区分 (該当分に○)

| | |
|--------------------------|-------|
| <input type="checkbox"/> | 銀行勘定分 |
| <input type="checkbox"/> | 信託勘定分 |

(証券種類：)

(単位：億円)

| 国名 | 自 己 分 | | 保 護 預 り 分 | | | |
|-----|-----------|--|-----------|---------|-----------|---------|
| | う ち 寄 託 分 | | 居 住 者 | | | 非 居 住 者 |
| | | | 公 的 部 門 | 銀 行 部 門 | そ の 他 部 門 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | |

- (記入要領)
- 西暦により記入すること。
 - 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
 - 信託業務を兼営する銀行にあっては、銀行勘定分と信託勘定分をそれぞれ別葉に作成し「勘定区分」欄の該当分に○印を記入すること。
 - 「証券種類」欄には、「中長期証券 (発行時の満期が1年を超えるもの。)」と「短期証券 (同1年以内のもの。)」の別を記入し、それぞれ別葉で作成すること。
 - 「国名」欄には、証券発行体の所在国又は地域を記入すること。
 - 寄託分は、自己で保有しているもののうち、本邦の銀行等又は金融商品取引業者に保管を委託しているものを記入すること。
 - 顧客からの保護預り分については寄託者の部門別に区分して記入すること。
 - 計数記入欄の上段には、原則として時価で記入すること (時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。) とし、下段には、額面金額を記入すること。
 - 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

「円建外債に対する投資残高に関する報告書」の記載要領

1. 報告を要する者

- (1) 特別国際金融取引勘定承認金融機関（以下では、承認金融機関という）
- (2) 外為令第18条の7第2項第2号ト又はチに規定する外国為替業務に係る取引又は行為の月中の合計額が100億円に相当する額を超える者のうち、銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社（いずれも承認金融機関を除く）
- (3) (2) に準ずる者として財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社（いずれも承認金融機関を除く）

2. 報告の根拠となる法令条文

- (1) 報告省令第14条第6項第2号
- (2) 報告省令第14条の2第3項第2号
- (3) 報告省令第14条の3第3項第2号
- (4) 報告省令第22条第3項第2号
- (5) 報告省令第22条第4項第2号

3. 報告書の提出先と照会先

- (1) 提出先：〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1
日本銀行国際局国際収支統計担当62番窓口
(郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本橋郵便局私書箱30号
日本銀行国際局国際収支統計担当)
- (2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧をご参照下さい

4. 報告書に計上する時期

毎年12月末現在

5. 報告書の提出期限

翌年1月末（休日の場合はその前営業日）。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

1部

7. 報告に記載する金額の単位

億円（単位未満四捨五入）

8. 報告対象となる取引等の内容

- (1) 非居住者が本邦において発行した円建外債（いわゆるサムライ債のことをいう。コマーシャルペーパーを含む）の毎年12月末現在の保有残高を、証券種類別に区分して報告すること。
- (2) 証券貸借取引（証券の消費貸借取引をいう）に係る残高の変動は反映させるが、現先取引に係る残高の変動は反映させないこと（居住者間取引を含む）。

9. 記入の方法と留意点

- (1) 「報告年月日」欄
西暦により記入すること。日付は日本銀行国際局国際収支統計担当に提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。
- (2) 「報告者」欄
代表者とは会社を代表する取締役等のこと。氏名の冒頭に役職名（代表取締役社長等）も付記すること。押印は不要。
- (3) 「責任者記名押印又は署名」欄
 - イ. 報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）が記名押印又は署名すること。なお、責任者を選定するにあたり、部長等の肩書きの有無は問わない。
 - ロ. 使用する印鑑は報告者の内部規定に基づき決定すること。
 - ハ. 署名（自署）した場合は、押印不要。
- (4) 「担当者の氏名（電話番号）」欄
 - イ. 担当者は、当該報告書の照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。
 - ロ. 電話番号は出来るだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。
- (5) 「勘定区分」欄
信託業務を兼営する銀行にあつては、銀行勘定分と信託勘定分をそれぞれ別葉に作成し、「勘定区分」欄の該当分に○印を記入すること。
- (6) 各項目の記入について
 - イ. 「証券種類」欄には、「中長期証券（原契約期間（発行時に予定されていた発行から償還までの期間をいう。以下同じ）が1年を超えるものをいう）」と「短期証券（同1年以内のものをいう）」の別を記入し、それぞれ別葉で作成すること。
 - ロ. 「国名」欄には、証券発行体の所在国又は地域を記入すること。なお、発行体が国際機関の場合には、取りまとめて「国際機関」として記入すること。
 - ハ. 「自己分」欄には、報告者が自己の勘定で保有（登録債については登録済通知書を保有するものをいう。証券保管振替機構に預託しているものを含む）するものを記入すること。このうち、本邦にある銀行等（外為法第16条の2に定める「銀行等」をいう。以下同じ）又は金融商品取引業者に保管を寄託しているものを「うち寄託分」として記入すること（登録債については登録済通知書の保管を寄託しているものを「うち寄託分」として記入すること）。
 - ニ. 「保護預り分」欄には、顧客（本邦にある銀行等又は金融商品取引業者を含む）から寄託を

受けたものを記入すること（登録債については登録済通知書の保管を行っているものを記入すること。証券保管振替機構に預託しているものを含む）。この場合、寄託者により居住者又は非居住者の別を区分し、居住者については、さらに公的部門、銀行部門及びその他部門に区分して記入すること（信託業務を兼営する銀行の信託勘定からの保護預りについては、「その他部門」に区分すること）。

- (7) 計数の記入にあたり、上段には、原則として時価を記入し（時価が不明である場合は、簿価により記入して差し支えない）、下段には、額面金額を記入すること。
- (8) 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。この場合、各葉毎の小計は不要。
- (9) 本報告書により報告を要する取引がなかった場合には、報告省令第21条の規定による報告をする者を除き、本報告書の提出を要しない。一方、報告省令第21条の規定による報告をする者は、本報告書の初葉に「全葉について該当なし」と記載して報告すること。なお、報告を要する取引があるものの、報告単位金額に満たない場合は、ゼロとして報告すること。